

いじめ防止基本方針



土佐清水市立下ノ加江小学校

土佐清水市立下ノ加江小学校いじめ防止基本方針

○はじめに

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題になっている。学校教育において今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発達により、インターネット上の新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化してきている。

本校では、いじめ等の大きな問題は起こっていない。しかし、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」という基本認識をもって、一人ひとりの子どもたちが、互いの違いを認め合い、自分を大切にし他の人の大切さを認め、生き生きと明るく学校生活を送れるようにするために「いじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

○いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める。全ての教職員が「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、未然防止活動を日々の教育活動の中で実践していく。

○教職員がもつべきいじめ問題の基本的な認識（以下の①～⑧）

①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法に接触する。

⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

⑧いじめは学校、家庭、地域社会などの全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動（社会体育）等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめの防止等対策委員会

本組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめにかかる疑いがある時には、当委員会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当委員会に報告・相談する。加えて、当委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当委員会は、本校の学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育主任、養護教諭とする。

個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

③組織運営上の留意点

当組織を実施に機能させるに当たっては、外部専門家等の助言を受ける。

＊スクールカウンセラー、教育センター（補導教員、ＳＳＷ等） 中村警察署生活安全課少年係

第5 いじめ防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、より良い人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、年間を見通して予防的、有機的な取組を計画し実施していく。

【学校づくり・授業づくり】

- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加し活躍できる授業を工夫する。
- 人の話を心で聴き、自分の考えを発表し、みんなで答えを見付けていく授業づくりを目指す。

【集団づくり・児童徒理解】

- 間違いが受け入れられる学級、何でも自由に言える学級、認め合い・励まし合い協力して取り組む学習集団の育成。
- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことが出来るような学校行事を計画する。
- 学級活動、朝の会・終わりの会の時間等の指導を児童のいじめの起きやすい時期（4月下旬や9月下旬）を踏まえ、年間計画に位置づけたうえで、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

【生徒指導】

- 授業を通して（チャイム席、発表、きき方、姿勢等）、社会のルールやマナーやよりよい人間関係の在り方を指導していく。
- いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分達の問題として受け止めること、そして、自分たち

でできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけをする

【教職員の資質能力の向上】

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささやかな変化に気づく力を高めることが必要である。(教育相談・生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)
- 児童の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。(個人情報の管理に注意することも盛り込む)
- 得られた目撃情報を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 朝の会や終わりの会、日々の授業で児童の様子・言動等に注意をはらい観察する。日記等も活用する。
- 保健室の様子も聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方からの通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するための生活アンケートや個人面談を定期的に行う。
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないように気をつける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと行って対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱や相談電話等を活用したりする。
- 児童の保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わりを見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに対応し、被害者児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「防止対策委員会」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難と考えられる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、全体又は重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後も経過を見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態の同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行うときには、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

②調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者から申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の理解関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

④事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。